

中小企業大学校旭川校研修受講料助成交付要綱

(公社) 北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校旭川校の経営戦略等の講座及びWEB e Campus（Web講座）を受講することによって、経営基盤のより一層の向上と人材育成を図る目的で、その受講料の3分の1を助成する。

(交付対象)

第2条 会費滞納がない会員事業者で、また、年度途中に入会した場合は、入会日以降に申込みしたものを対象とし、中小企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。

(助成対象講座)

第3条 中小企業大学校旭川校が定める講座であって、本要領の目的を達成するのにふさわしい講座を対象とする。

(助成範囲)

第4条 それぞれの講座の受講定員及び助成予算額の範囲内で、申込み順に助成する。但し、当該年度内に受講できる人数は、1事業者あたり10名までとする。

(受講料の助成額)

第5条 全講座とも受講料の3分の2助成（北ト協・全ト協が3分の1ずつ負担）とする。また、事業者負担の3分の1で得た百円未満は切り捨てるものとする。

(受講の申込み・承認)

第6条 受講料助成を希望する会員事業者は、所定の事前申込書【様式1-1】に必要事項を記入し、北ト協へFAX等で申込む。

北ト協は、会員事業者からの事前申込書を確認後、速やかに会員事業者へ受講承認書を発送する。

また、北ト協は、会員事業者が事前申込なしで中小企業大学校旭川校へ受講申込みを行った場合でも会員事業者へ連絡の上、速やかに助成対応の手続きを進める。

(大学校への申込み・支払い)

第7条 会員事業者は、当協会からの受講承認書を確認後、中小企業大学校旭川校へ受講申込み手続きを行う。

会員事業者は、中小企業大学校旭川校が発行する「受講決定通知書兼受講料請求書」に従い、受講料を期日までに支払う。

(助成金の支払い)

第8条 会員事業者は、受講者が所定の講座を修了し、中小企業大学校旭川校から「修了証書」の交付を受けた日から10日以内に「受講料助成請求書」に「修了証書」の写しを添付して北ト協へ提出する。

北ト協は、請求の日から30日以内に助成金を振り込むものとする。

但し、令和9年2月26日までに会員事業者は、その「受講料助成請求書」を提出しなければならない。

(附則) (令和8年3月23日)

第1条 本要領は令和8年4月1日から適用する。